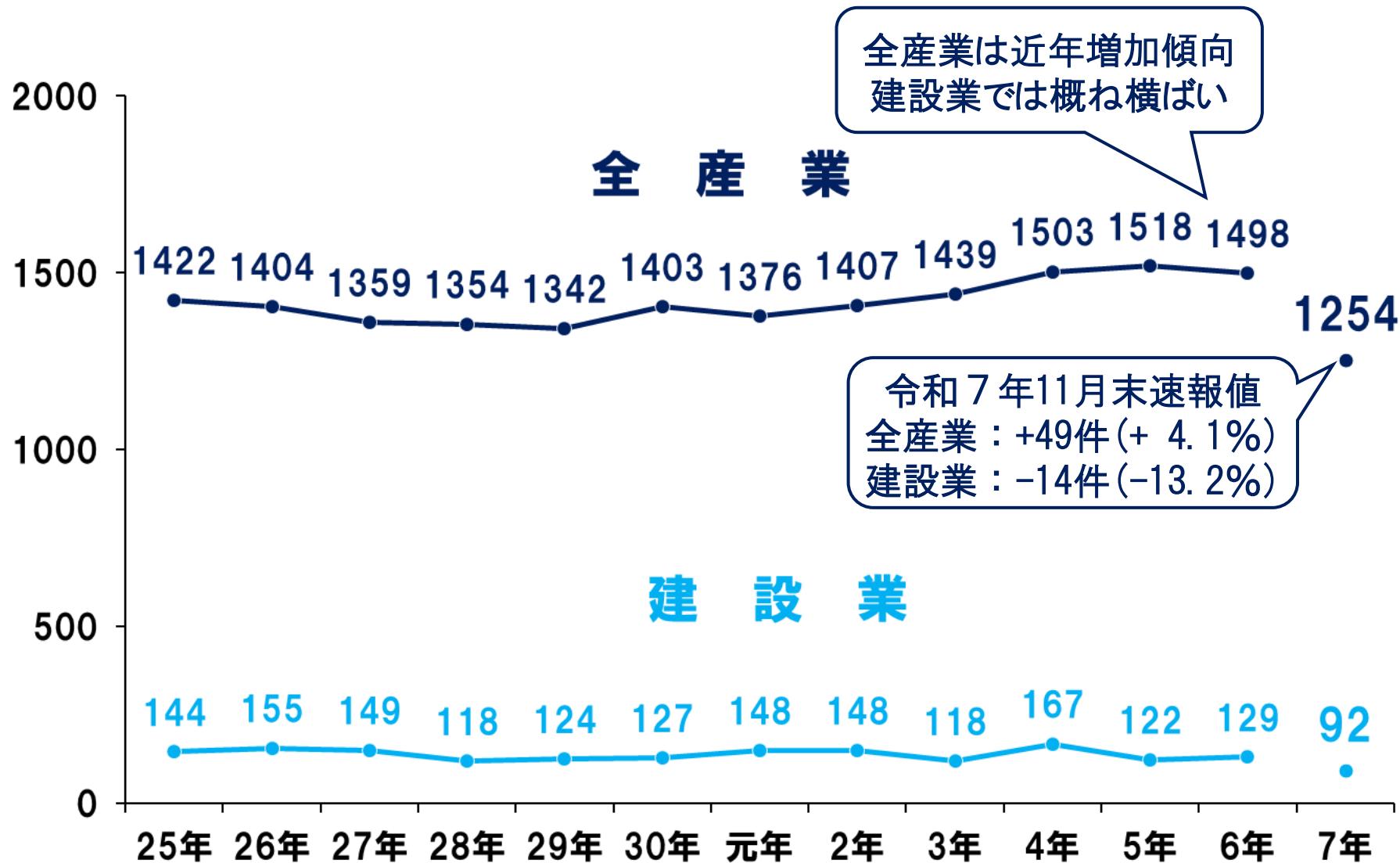


石綿除去工事 における安全対策

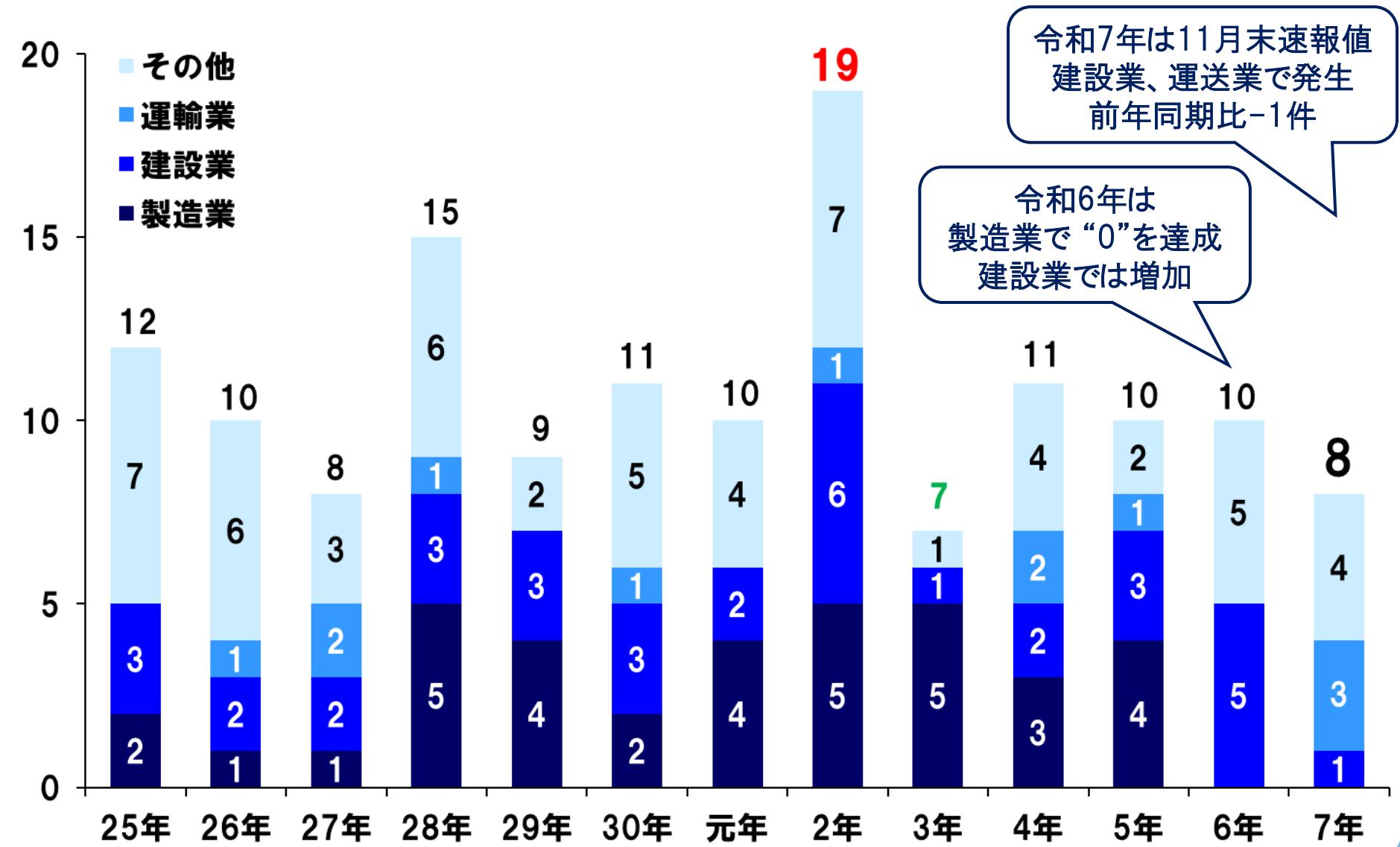
東近江労働基準監督署

労働災害発生状況

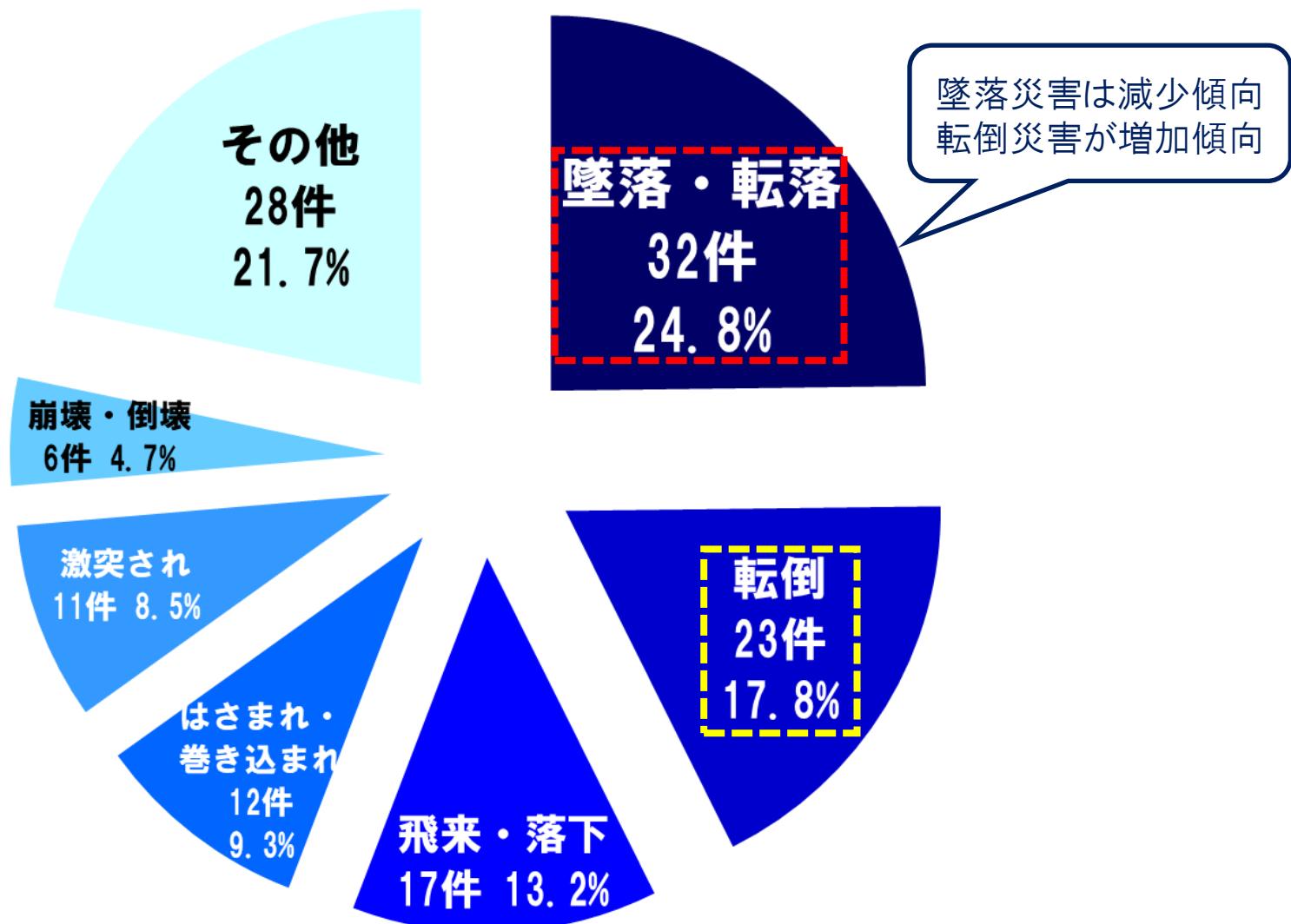
休業災害発生状況の推移(滋賀県)



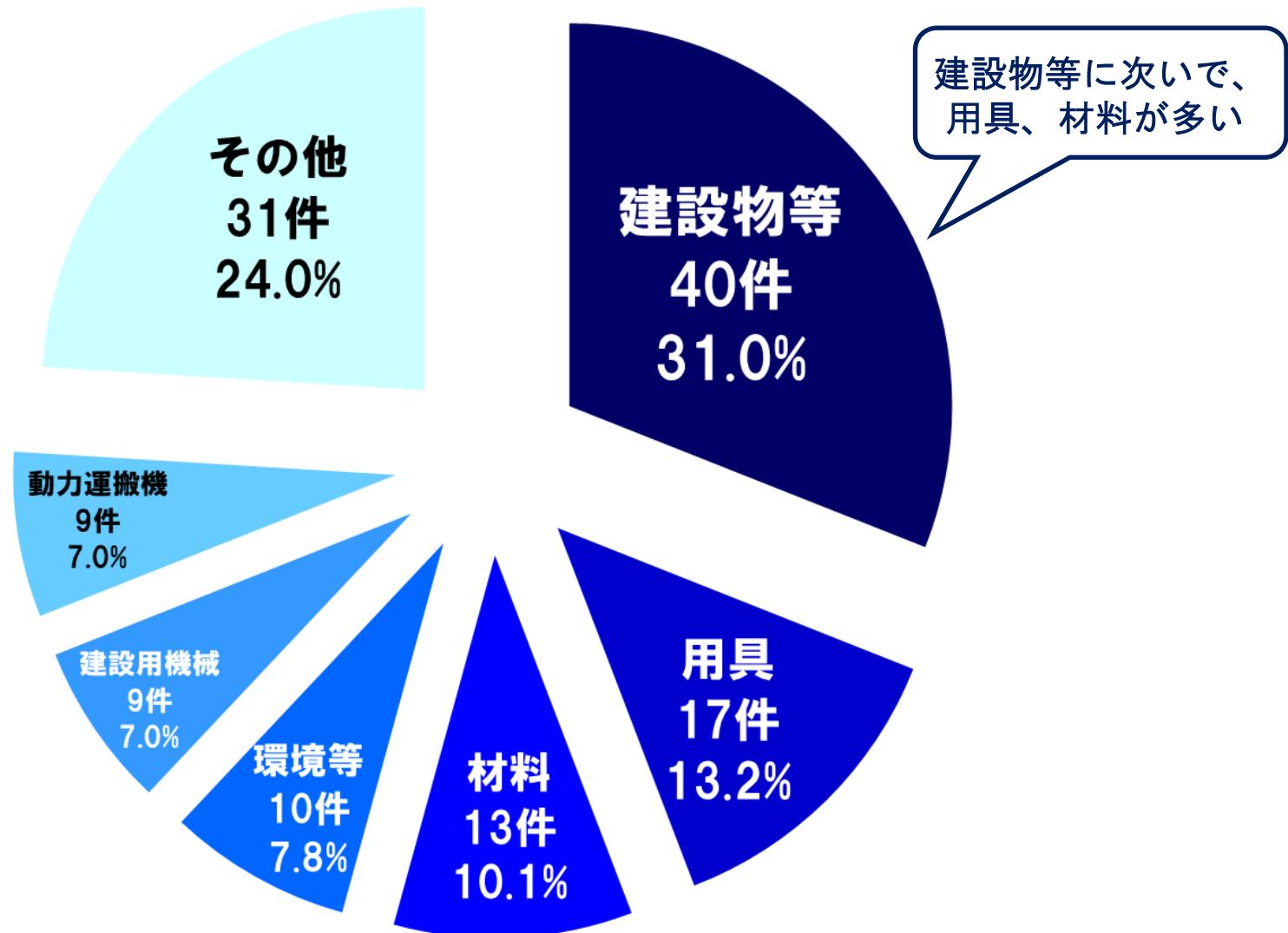
死亡災害発生状況(滋賀県)



事故の型別災害分析(滋賀県、建設業)

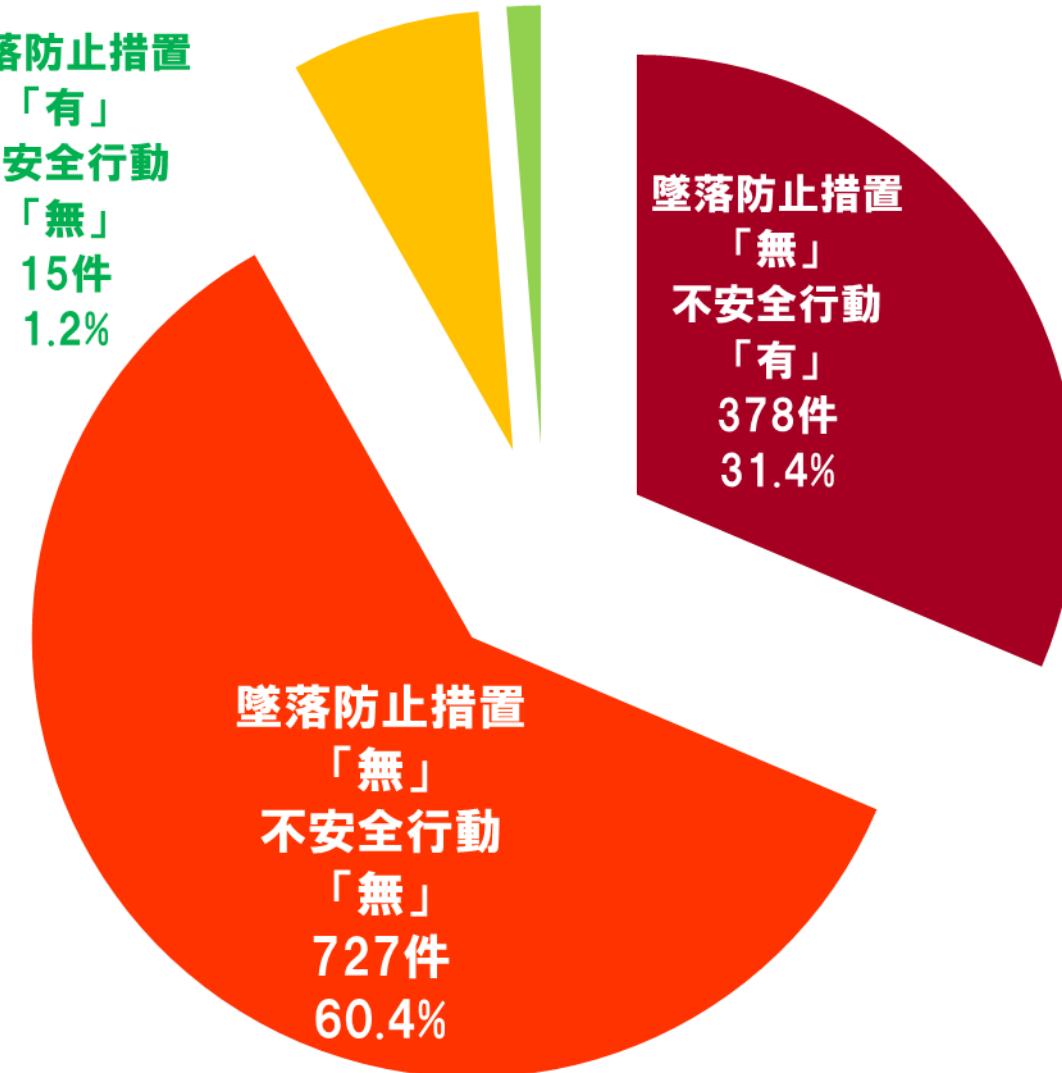


起因物別災害分析(滋賀県、建設業)



墜落災害発生箇所の安全措置(全国)

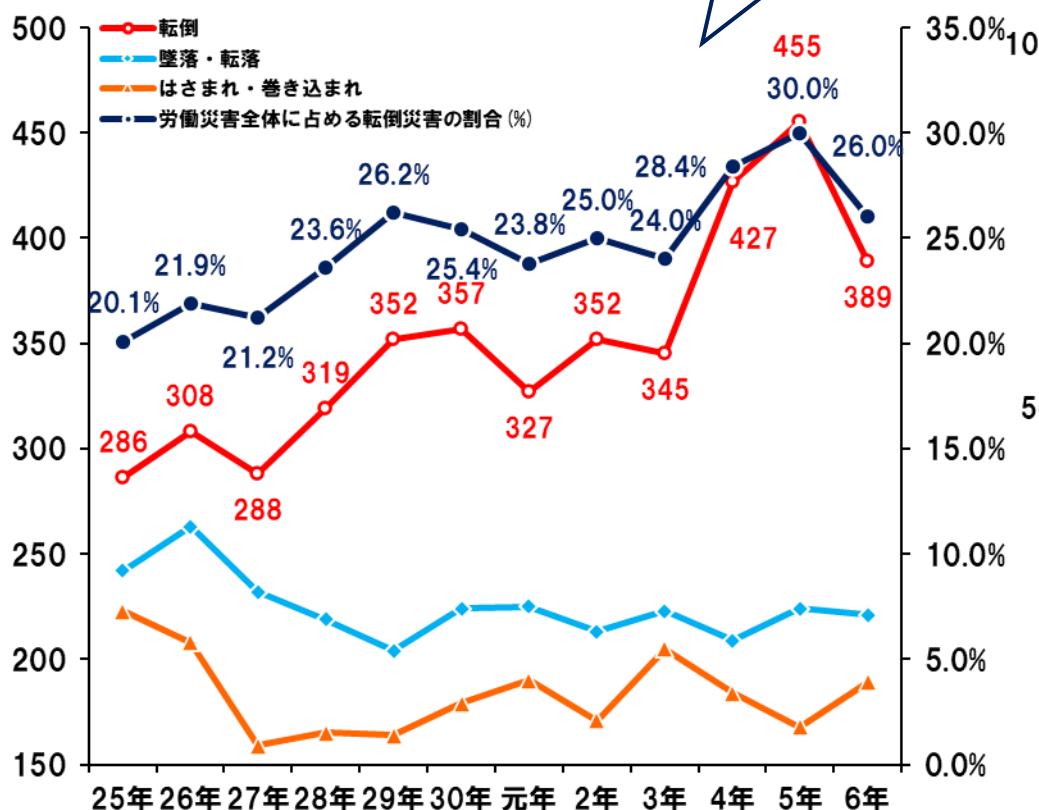
墜落防止措置
「有」
不安全行動
「有」
84件
7.0%



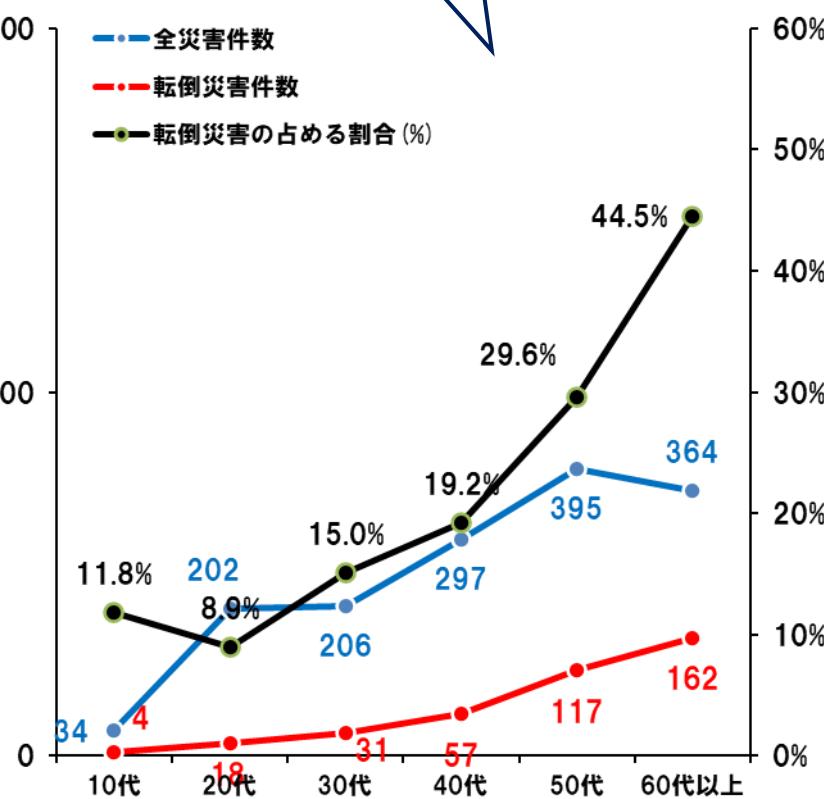
墜落防止措置
が有り、
不安全行動も
なかった災害
は1.2%のみ

転倒災害の分析(滋賀県 全産業)

転倒災害は
近年、増加傾向
過去10年で1.6倍



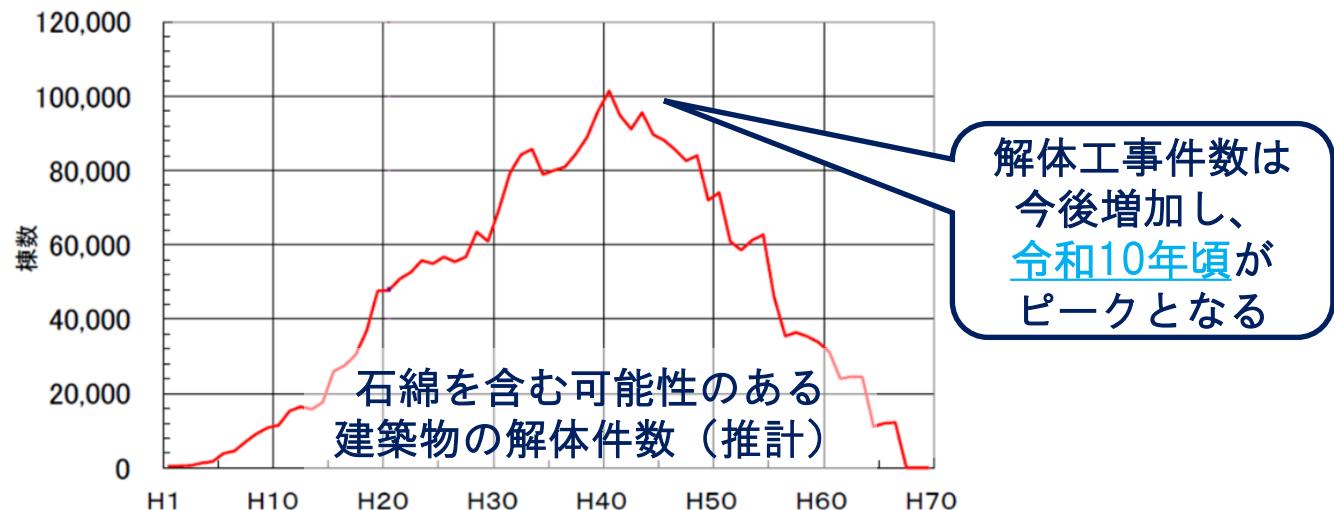
高齢者ほど
転倒リスク大



石綿障害予防規則の 概要について

石綿対策が強化される理由

近年、事前調査制度等、石綿に係る規制が強化されているが、石綿除去工事の増加を見越してのこと。解体工事に従事する労働者へのばく露、周辺環境への飛散を防止するためには、石綿障害予防規則、大気汚染防止法等の関係法令および石綿飛散防止マニュアルに基づく措置を確実に実施する必要がある。



石綿飛散防止マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和6年2月改正)
(令和7年3月訂正事項を反映)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局環境管理課

石綿とは

石綿則における「石綿」とは、以下の6種類の鉱物を指し、これらを0.1%を超えて含有する建築資材等を「石綿等」と定義し、規制対象となるもの。

- クリソタイル（白石綿）
- アモサイト（茶石綿）
- クロシドライト（青石綿）
- アンソフィライト
- アクチノライト
- トレモライト



白石綿



茶石綿

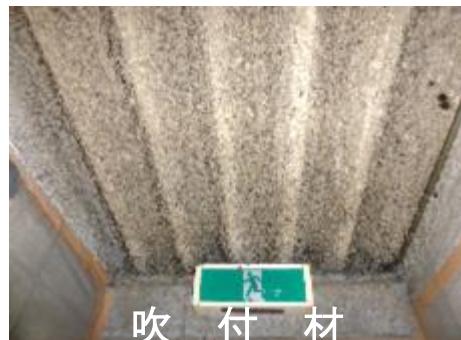


青石綿

石綿の使用用途

過去に石綿が使用されていた用途としては以下の様なものがある。

- 白石綿 吹付材等、殆ど全ての用途で使用
使用量の9割以上を占める
- 茶石綿 吹付材、断熱材 等
- 青石綿 吹付材、石綿セメント成形品 等
- 他3種 タルク、蛭石等に不純物として含有



吹付材



断熱材



成形材

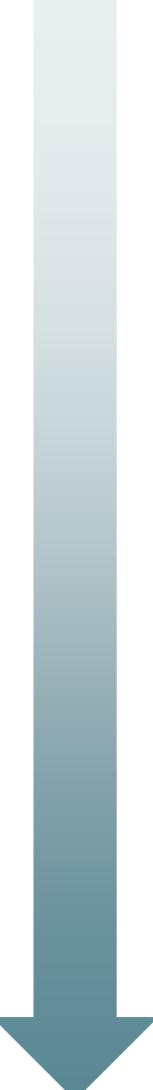
石綿含有建材のレベル

石綿が含有する建材は、解体、撤去作業時の飛散性の度合いにより、レベル1から3に分類される（レベル1がより飛散性大）。

- レベル1 吹付材
- レベル2 保温材 断熱材 等
- レベル3 その他の成形材料



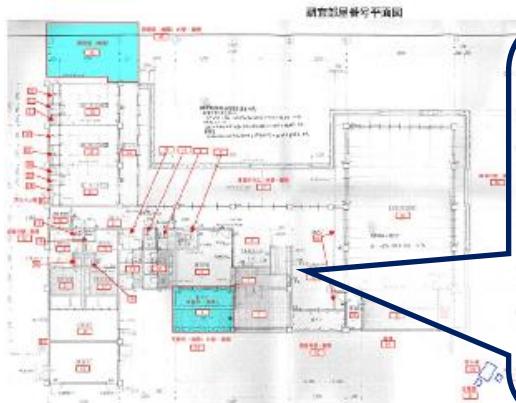
石綿関連工事の流れ

- 1 工事受注
 - 2 対象建材の石綿含有の有無の事前調査
 - 3 石綿含有のレベルに応じた飛散防止対策の実施
 - 4 作業中の労働者への曝露防止対策の実施
 - 5 石綿除去工事
 - 6 石綿含有廃棄物の適切な方法での廃棄
 - 7 作業記録等の書類の保管
- 

解体等工事に係る事前調査

- 解体、改修工事対象の全ての部材について、石綿含有の有無を事前調査する必要がある。
- 事前調査の方法として、設計図書等の書面、目視による確認を基本とし、これらの方で石綿含有の有無の判別がつかない場合は分析調査を行う必要がある。

※ 後の時間で詳細について説明



調査対象書面

- ・平面図
- ・立面図
- ・建築確認図
- ・特記仕様書
- ・概要書
- ・仕上げ表等



製品型番



a マーク

発注者の責務

建設物等の解体等の工事の発注者は、当該仕事の請負人（元方事業者等）に対し、以下の事項を実施するよう努めなければならない。

- 対象建設物等の石綿の使用状況の通知
- 請負人が作成する作業記録の作成への配慮（写真撮影等への配慮）
- 事前調査結果を踏まえた作業方法、工期、費用等について、請負人が労働安全衛生法等を遵守できる発注条件の設定

事前調査結果の掲示

事業者は、建築物等の解体等の作業を行う作業場（石綿使用の有無に関わらず）には、以下の事項を含む掲示を行わなければならない。

- 事前調査終了日
- 事前調査を行った部分、石綿の有無

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告 ^{※1)} 、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。			
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称:○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区) 調査終了年月日 看板表示日 解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 東京都○○区○○	業者または自主第3者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全般(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			
【調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)】			
【石綿含有有り】 1階 機械室 吹付け石綿 クリルタイル 1階 機械室 保溫材(石綿含有有りのみ) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の箇所」を参照 1~4階 マレ内PS 保溫材(3) 1~4階 床:ビニール床タイル(3)、天井:フレキシブルボード(4) その他の建材(4) 石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	【施設】・廻り込み・封じ込め・その他 ・機械・集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:台		
	排気能力 (m ³ /min) ○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)		
使用するマスクの種類及びその種じみん率(%)			
使用する資材及びその種類			
使用する資材及びその種類			
他の他の資材(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法			
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)			
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。			
(1)目視 (2)設計図書 (3)分析 (4)材料製造者による証明 (5)材料の製造年月日			

作業計画

事業者は、石綿等が使用されている（みなし含む）建築物、工作物等の解体、改修の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、**予め**、**以下の事項を含む作業計画を定め**、当該作業計画を関係労働者に周知し、計画に基づき解体、改修作業を行わなければならぬ。

- 解体等作業の方法、順序
- 石綿等の粉じんの発散防止、抑制方法
- 作業従事者への石綿ばく露防止対策

計画届の提出

事業者は、レベル1、2建材（石綿含有仕上げ塗材は除く）の除去、囲い込み、封じ込め工事を行う場合は、事前調査報告に加え、工事開始の14日前までに工事場所を管轄する労働基準監督署に工事計画の届出を行う必要があること。

事前調査報告書			
機械等設置・移転・変更届			
事業者の種類	新設工事業	事業場の名	労働基準監督署の管轄場所
事業者の名	立地の事業所の名称		
事業者の電話番号	立地の事業所の電話番号		
監視し、対応する労働基準監督署に届け出するための連絡先			
事業者の氏名	新設者の氏名	新設者の連絡先	新設者の連絡先
工事着手予定期	年 月 日	工事完成予定期	年 月 日
年 月 日 新設者 氏名 労働基準監督署 事業者の名 作業者名 労働基準監督署 年 月 日			
労働基準監督署長 氏名			

Lv1, 2石綿除去作業における措置(1)

事業者は、レベル1、2建材の除去、囲い込み、封じ込め作業（石綿等の切断、破碎等を伴わない場合の例外あり）を行う場合は、**石綿関係作業場所**とそれ以外の場所を**隔離**し、隔離区画の出入口に**セキュリティゾーン**（前室、洗身室、更衣室）、隔離区画の内部に**負圧集じん機**（濾過集じん方式）を設置しなければならない（これらを併せて一般に**隔離養生**と呼ぶもの）。



Lv1, 2石綿除去作業における措置(2)

隔離養生を施した後、石綿含有建材の除去作業を行う前段階において、切断、破碎、剥離等による石綿粉じんの飛散を防止するため、**湿潤化**を行わなければならない。

レベル1、2材への湿潤化は水ではなく、**石綿飛散抑制剤**（**浸透湿潤化剤**）をエアレススプレイヤーを用いて散布することで行う。



Lv1, 2石綿除去作業における措置(3)

隔離養生を施した作業場所において、石綿除去作業を開始した際等は、デジタル粉じん計等により、負圧集じん機の排気口における粉じん漏洩の有無を点検しなければならない。

また、その日の作業開始時（作業中断後再開時）には、セキュリティゾーン前室が負圧に保たれていることを点検しなければならない。

これら点検の結果、異常が認められた場合、作業を中止し、復旧措置を講じる必要がある。



Lv1, 2石綿除去作業における措置(4)

隔離養生を施した作業場所については、除去作業等により発生した石綿等を廃棄用袋に入れる、真空掃除機で吸引する等による処理を行うとともに、石綿が存在していた部分を湿潤化（飛散防止剤を散布）し、石綿作業主任者または事前調査者が、取り残しが無く、石綿除去作業が完了していることを確認した後でなければ、隔離養生を解除してはならない。



隔離養生と同等の措置

レベル1、2建材を除去する場合、基本的には隔離養生が必須となるが、同等以上の効果がある以下の代替措置を講じた場合は不要となる。

- グローブバッグ（部分養生）
- 石綿含有部に養生を施した上で、周辺の石綿非含有部ごと撤去する
- （石綿含有仕上塗材に限定）簡易養生（負圧をかけない隔離）を施した上で、湿潤化及び集じん機能付グラインダーによる除去
- （石綿含有仕上塗材に限定）剥離剤を散布後、手工具を用いるケレン作業による除去

Lv3石綿除去作業における措置(1)

事業者は、レベル3建材の除去作業を行う場合は、**切断等以外の方法（手バラシ）**により実施しなければならない。ただし、切断以外の方法を探ることが技術上困難な場合はこの限りではない（切断、破碎箇所を最小限に抑えなければならないこと）。また、切断等の際には湿潤化が必要であること。

レベル3建材のうち、**ケイ酸カルシウム板第1種**については、飛散性が高いため、切断、破碎等の作業を行う場合は、**湿潤化**および**簡易養生（負圧不要）**を施した上で行わなければならぬこと。

Lv3石綿除去作業における措置(2)

屋根材についても、陶器瓦を除き、スレート瓦やセメント瓦等、石綿含有の可能性があるため、施工前に石綿含有の調査が必要。調査の結果、含有の有無が判断できず、分析を行わない場合は、含有とみなす必要があること。

石綿が含有している場合、レベル3建材に分類されるため、切断、破碎等を極力行わず施工する必要がある。屋根上から地上に撤去後の建材を放り投げる等によっても破碎、石綿飛散の可能性が想定されるため、避けるべきこと。

切断、破碎等を行う場合は、湿潤化等の飛散防止措置を講じた上で行う必要があること。

仕上塗材の除去作業

石綿を含有する仕上塗材（外壁用仕上塗材、下地調整材等）の除去工事については、従来はレベル1対応として計画届の対象であったが、令和3年4月以降は届出対象から除外された。

通常、仕上塗材の除去作業は、剥離剤散布後、手工具によるケレン工法で行われることが多いと思われるが、グラインダー等の動力工具を使用する場合は、作業者に個人用保護具を使用させ、作業場所の簡易養生（負圧集じん機の設置は不要）、湿潤化（もしくは集じん機能付きグラインダーの使用）が必要となる。

使用器具等の付着物の除去

事業者は、石綿等を取り扱う作業のために使用した器具等については、作業により付着した物を清掃、除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。

※ 石綿除去工事の場合、建材レベルを問わず対象となるため、工事に使用した手工具、機材類、隔離養生に使用した足場等のすべてが対象となるため、隔離養生が存在する場合は、養生を解体する前段階において、各機材類の清掃作業を行う必要があること。

関係労働者以外の立入禁止

事業者は、石綿等を取り扱う作業場所については、当該作業に従事する労働者以外の者（労働者に限定しない）の立入り禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

特定元方事業者（元請事業場）は、石綿等を取り扱う作業を、自らの労働者、関係請負人の労働者等に行わせる場合は、作業開始前までに各関係請負人にその旨を通知し、作業時間等の調整を行わなければならない。



個人用保護具

事業者は、石綿等を切断等する労働者には呼吸用保護具を着用させなければならない。特に、吹付石綿の除去作業を行う場合は、電動ファン付呼吸用保護具が必要となる。

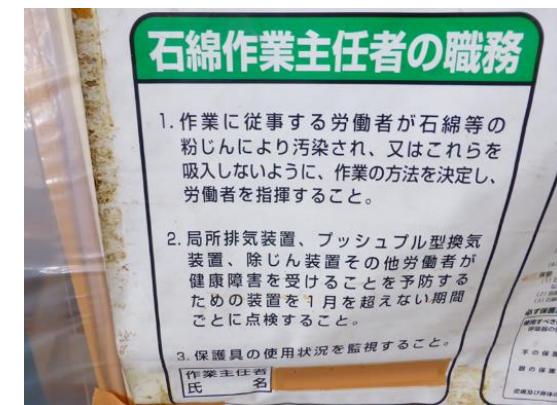
また、石綿含有建材（レベル問わず）を切断、破碎等する場合は、作業者に保護衣（タイベック等）を着用させなければならない。



作業主任者

事業者は、石綿含有建材（建材レベル問わず、みなしを含む）の撤去作業については、石綿作業主任者技能講習修了者の中から、**作業主任者**を選任、氏名等の掲示を行い、以下の事項を行わせなければならない。

- 作業従事者が石綿等にばく露しないよう作業方法の決定、作業者の指揮
- 負圧集じん機等の月次点検
- 保護具の使用状況の監視



負圧集じん機の点検表

集じん・排気装置 整備点検表

番号

実施日	年 月 日
型式	
メーカー	社名 TEL
S/N No	

会社名	
住所	
TEL/FAX	
実施者	

点検項目		点検方法	判定基準	判定
漏 泄 点 検	本体外部	ヘコミ、歪み 変形、破損の確認	機器を作動させ、スマートクレスター等を用いて流入又は漏出の有無を確認する	機が吸い込まれたり、吹き飛ばされたりしない事
	本体外部	ビス等の緩みの確認	機合部の締付けボルト、ナット等の欠落及び緩みの有無をスケーラー等で確認する	機合部の締付けボルト、ナット等の欠落及び緩みが無い事
	本体内部	本体接合部、 コード類及び パッキンの状態	目視及び開閉ゲージ等で、破損、劣化等を確認する	破損、劣化が無い事
	本体内部	HEPAフィルタ 取り付け板の ヘコミ、歪み 変形、破損の確認	機器を作動させ、スマートクレスター等を用いて流入又は漏出の有無を確認する。	機が吸い込まれたり、吹き飛ばされたりしない事
	H E P A フ ィ ル タ	前回交換年月日		実施日 年 月 日
	HEPAフィルタの破損等	目視にて、材等の目詰まり、破損、劣化、歪み等が無いか確認	ろ材の性能を低下させるような目詰まり、破損、劣化、歪み等が無い事	
	HEPAフィルタの 装置具合	アンリリ放し栓、バーティカルカウンターパート等を用いて取付金具等が確実に固定されているか確認	粉じんの濃度がないこと	
	HEPA総使用時間	目視にて、取付金具等で確実に装置しているか確認	取付金具等の破損、欠落又は片詰めがない事	
	本体内部の清掃	専用清掃機器による清掃		
	フィルタの交換	搬入前1次、2次フィルタ交換		
電 気 系 点 検	スイッチ等の状態	スイッチを入り状態にする	異常な振舞、振動が無い事 ランプ等の点灯・消灯状態に異常がないこと	
	モーター絶縁抵抗値	絶縁抵抗計等で巻線と接地端子との間の絶縁抵抗値を測定する	絶縁抵抗値が十分に高い事	
	電源ケーブル等 破損状況	目視にて、電源ケーブル等電気配線を確認する	破損等が無い事	
	機操作動作時、差圧計 の動作確認	目視にて、差圧計の動作及び他の確認	動作状況を確認	
	機操作動作時の電流値	電流計を用いて動作時の電流値を測定する	電流値が規定値の範囲内である事	
風 量 点 検	機操作動作時、風量の 確認	熱式風速計等を使用して排気口の風速を測り、風量を計算する。 (開口面積×平均風速×風量)	指定の風量が出てるかどうか 確認	平均 mf
	是正項目	是正箇所	特記事項	
点検結果				

※ 判定結果記入例 「可」「不可」による記載。

本体内部清掃、フィルタの交換は「未了」「完了」による記載。

是正箇所は「不可」「未了」の場合は対処の結果を記載。

記録の保存

点検責任者

表 4.7.2 集じん・排気装置 設置時点検・フィルタ交換点検表の例

集じん・排気装置 設置時点検・フィルタ交換点検表

※ 判定結果記入例 「可」「不可」による記載。
本体内部清掃、フィルタの交換は「未了」「完了」による記載。
是正箇所は「不可」「未了」の場合の対処の結果を記載。
記録の保存

特別教育

事業者は、石綿使用建築物等の解体等作業に労働者を従事させるとときは、個々の労働者に対して、次の事項について、当該業務に関する衛生のための**特別教育**を実施しなければならない。

- 石綿の有害性 (0.5時間)
- 石綿の使用状況 (1時間)
- 石綿の粉じん発生抑制措置 (1時間)
- 保護具の使用方法 (1時間)
- その他、関係法令等 (1時間)

廃棄用梱包袋

事業者は、石綿等を運搬、貯蔵するときは、石綿等の粉じんが発散するがないよう、堅固な容器または確実な包装を行わなければならぬ。容器、包装には、石綿等が入っていること、注意事項を表示しなければならない。

また、石綿等を内容する容器、包装等を保管する場合は、一定の場所を定めた上で保管しなければならない。



黄色の内袋と透明の外袋で
二重梱包した上で廃棄

掲示類

事業者は、石綿等を取り扱う作業場には、以下の事項を掲示しなければならない。

- 飲食、喫煙を禁止する旨
- 石綿等を取り扱う作業場である旨
- 石綿により生じるおそれのある疾病、症状
- 石綿等の取扱い上の注意事項
- 使用すべき保護具



石綿関係労働者個人の作業記録

石綿除去等作業を行った場合は、以下の事項を記録し、石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存する必要がある。

- 労働者の氏名
- 従事した作業の概要、従事期間
- 事前調査結果（システム報告内容と同等）
- 作業の実施状況の写真、記録
(保護具の着用状況等)
- 石綿に著しく汚染される事態が生じた際の概要、応急措置

現場ごとの作業の記録

事業者は、石綿使用建築物等の解体、改修等の工事を実施したときは、作業計画（石綿則4条）に従い石綿等除去作業を行ったことについて、以下の事項を記録し、当該作業を終了した日から3年間保存しなければならない。

- 写真その他、工事実施状況の記録
- 作業に従事した労働者の氏名および個人ごとの作業従事期間
- 周辺作業従事者の氏名および個人ごとの作業従事期間

※ 元請、下請とも自らの労働者について作成

特殊健康診断

事業者は、石綿を取扱う作業に常時従事する労働者に対し、雇入れ、石綿業務への配置換えの際及び6か月以内毎に1回、以下の事項について健康診断を実施しなければならない。

また、過去に石綿を取扱う作業に従事させていた者で現に使用している者についても、6か月以内毎に健康診断を実施しなければならない。

- 業務歴の調査
- 石綿による他覚、自覚症状（含既往歴）
- 胸部エックス線検査（直接撮影）

特殊健康診断の記録、意見聴取

事業者は、特殊健康診断の結果に基づき、**石綿健康診断個人票**（様式第2号）を作成し、当該労働者が**石綿関連作業に常時従事しなくなつてから40年間保存しなければならない。**

また、特殊健康診断の結果、**異常の所見**が認められた場合は、健康診断実施日から3か月以内に、医師からの意見聴取を行い、その結果を**石綿健康診断個人票**に記録しなければならない。

※ 多くの健康診断実施機関は、特殊健康診断の結果の報告を行う様式を個人票と同様の様式で行うため、そのまま保管することが可能

石綿健康診断個人票

様式第2号(第41条関係)(表面)

氏名		生年月日	年月日	雇入年月日	年月日
業務名					
健康診断の時期 (雇入れ・配置替え・定期)					
第一次健康診断	健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	既往歴				
	検診又は検査の項目				
	医師の診断及び第二次健康診断の要否				
	健康診断を実施した医師の氏名				
	備考				
第二次健康診断	健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	作業条件				
	検診又は検査の項目				
	医師の診断				
	健康診断を実施した医師の氏名				
	備考				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名					

様式第2号(第41条関係)(裏面)

業務の経歴							
現在の勤務先に来る前	業務等	期間	年数	現在の勤務先に来てから	業務名	期間	年数
	事業場名 業務名	年月から 年月まで	年月		年月から 年月まで	年月	
事業場名 業務名	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月
	年月から 年月まで	年月			年月から 年月まで		
事業場名 業務名	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月
	年月から 年月まで	年月			年月から 年月まで		
事業場名 業務名	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月	年月から 年月まで	年月
	年月から 年月まで	年月			年月から 年月まで		
業務に従事した期間の合計				年月	年月から 年月まで	年月	

備考

- 第一次健康診断及び第二次健康診断の「検診又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検診又は検査をした結果を記載すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

特殊健康診断結果の通知、報告

事業者は、特殊健康診断を受診した労働者に
対して、（健康診断機関からの報告の後）遅滞
なく、当該健康診断の結果を通知しなければな
らない。

また、特殊健康診断（定期のものに限る）の結果については、石綿健康診断結果報告書（様式第3号）により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に報告を行わなければならぬ。

様式第3号(第43条関係)(表裏)

石綿健康診断結果報告書

80310

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保 険番号											在籍労 働者数	人
事業場の 名称											事業の 種類	
事業場の 所在地	郵便番号 ()										電話	()

対象年	7: 平成 9: 令和 →	□□□	月	月	(月～月分) (報告 月日)	健診年月日	7: 平成 9: 令和 →	□□□	月	月	(月～月分)
-----	---------------------	-----	---	---	----------------	-------	---------------------	-----	---	---	--------

健康診断実施 機関の名称											第二次健康診断	年 月 日
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	-------

健康診断実施 機関の所在地										
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

石綿業務の種別 項目		石綿業務コード 具体的業務内容 ()	石綿業務コード 具体的業務内容 ()	石綿業務コード 具体的業務内容 ()
従事労働者数		□□□□人	□□□□人	□□□□人
受診労働者数		□□□□人	□□□□人	□□□□人
上記のうち第二次健康診断 を要するにされた者の数		人	人	人
第二次健康診断受診者数		人	人	人
上記のうち有所見者数		□□□□人	□□□□人	□□□□人
疾病にかかっている と診断された者の数		□□□□人	□□□□人	□□□□人

ページ	最終ページ	氏名 産業医 所属機関の 名前及び所在地
□	□	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長版

受付印

健康管理手帳

事業者は、石綿除去作業に関して以下の条件に合致する労働者が離職する場合、労働局に申請することにより石綿健康管理手帳の交付を受けることができる。

離職後は、健康管理手帳制度により、6か月毎に健康診断を無償で受診することができる。

- 石綿除去等作業：1年間（10年経過）
- それ以外の石綿関連作業：10年間
- 石綿による不整形陰影等があること
- じん肺管理区分Ⅱ、Ⅲ（じん肺管理手帳）

作業環境測定等

事業者は、石綿を取り扱う作業場について、6か月以内毎に、定期に、空気中の石綿濃度の測定（作業環境御測定）を行わなければならない。

※ 石綿除去工事については、石綿飛散防止マニュアル等により作業前、中、後の作業環境測定を求めている。



レベル1 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 壁、床面に養生シート設置（床面は2重）
- ④ 開口部、固定設備類への養生
- ⑤ セキュリティゾーンの設置
- ⑥ 負圧集じん機等、機材、薬剤等の搬入
- ⑦ 個人用保護具（電動ファンマスク、保護衣）
- ⑧ 飛散抑制剤の散布（作業前、後）
- ⑨ 手工具ケレン作業
- ⑩ 作業前、中、後に作業環境測定
- ⑪ 清掃、廃棄、養生撤去

レベル2 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 配管保温材の石綿含有部にグローブバッグ等による部分養生、作業範囲が広範囲の場合は全体に隔離養生（セキュリティゾーンも）
- ④ 個人用保護具（電動ファン他、保護衣）の装着
- ⑤ 部分養生内に飛散防止剤、工具等を入れる
- ⑥ 飛散防止剤を散布（作業前、後）
- ⑦ 配管の外装等を撤去後、保温材を手ばらし
- ⑧ 石綿含有材を養生内で集積、切り離し、密閉
- ⑨ 清掃、廃棄、養生撤去

レベル3 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 個人用保護具（電動ファン他、保護衣）の装着
- ④ 石綿含有成形材（屋根材、スレート、ケイカル板、石膏板等）に散水等を行い、湿潤化する
- ⑤ 石綿含有建材の固定を解除し、破碎、切斷する部分を最小限に、手ばらし撤去する
- ⑥ 対象がケイカル板第1種で切斷、破碎等する場合は、簡易隔離養生が必要
- ⑦ 清掃、廃棄、養生撤去

滋賀労働局が 展開する各種施策

化学物質管理強調月間

◆ 実施期間 令和8年2月1日～2月28日

◆ スローガン

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

◆ 各事業場における実施事項

- 製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認
- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- 製造者、流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示、SDS交付等の徹底、ユーザーが購入した際のラベル表示、SDS交付等の状況の確認の実施

化学物質管理強調月間

換気をせずにトイレ清掃中に洗浄剤を使ってフッ化水素中毒に

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

あなたの職場にいますか？

化学物質管理者

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月は化学物質管理強調月間

関連情報は特設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

ひとくらしあらいのため 厚生労働省

ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、**ゼロ災滋賀ロゴマーク**を制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。



滋賀労働局

検索

